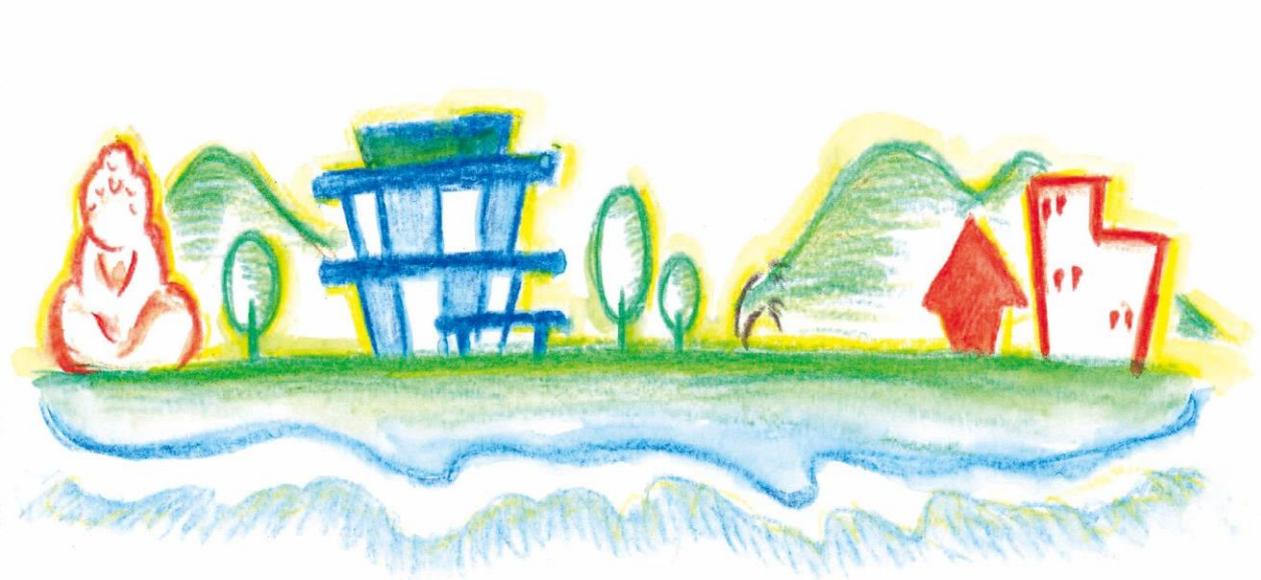


つながる、ひろがる鎌倉へ

市民活動団体と市による 相互提案協働事業

事業の手引き



鎌倉市市民生活部地域のつながり課

～目次～

第1章 協働事業について

- 1 協働とは？ 1
- 2 協働による効果 1
- 3 これまでの経過と今後の展望 1

第2章 協働事業の募集から事業実施まで

- 1 提案事業の種類 2
- 2 応募団体の要件 2
- 3 事業の実施期間と事業費 3
- 4 事業決定までの流れとおおまかなスケジュール 4
- 5 事業決定後のスケジュールと事業完了後の取組み 6

第3章 審査選考基準と評価項目

- 1 市民活動団体提案・市提案協働事業の審査選考基準と評価項目 8

第4章 提出書類の記入例

- ・市提案協働事業概要書 9
- ・市民活動団体提案／市提案 協働事業提案書 11
- ・企画書 12
- ・収支予算書 14
- ・団体概要書 15
- ・相互提案協働事業報告書 16
- ・相互提案協働事業事前調整シート 18
- ・収支決算書 19
- ・市民活動団体と鎌倉市による相互提案協働事業 評価シート 20

資料編

- ・協定書例 23
- ・鎌倉市市民活動団体と市による相互提案協働事業の実施に関する要綱 32
- ・鎌倉市協働事業選考委員会条例 34
- ・つながる鎌倉条例 35
- ・鎌倉市市民活動推進庁内検討委員会設置要綱 38
- ・これまで実施した事業 40

第1章 協働事業について

1 協働とは？

協働とは、市及び市民活動団体が、地域課題や社会的な課題の解決など、共通の目的を実現するために、お互いが対等な立場に立ち、それぞれが果たすべき役割・責任を自覚し、相互に補完し、協力し、相乗効果をあげながら、新たな公的サービスの仕組みや事業を作りだすことをいいます。

2 協働による効果

少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化や、情報社会の進展、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、市民のニーズや地域課題が多様化している中、地域の課題解決に向けて、多くの市民や市民活動団体が活発に活動しています。そこで、市と市民活動団体が、お互いの特性を生かし、協働して社会課題や地域課題の解決に取り組むことで、新しい地域社会の形成を目指すことができます。

また、そのことによって市民活動団体にとっては、「自らの社会的使命の効果的な実現」「その組織の財政的基盤や活動能力の向上」「団体への社会的評価の向上」など、行政にとっては「行政サービスの最適化・効率化」「行政サービスのスリム化」「職員意識の改革」「情報の共有」など、市民にとっては「ニーズの満足度の向上」「行政活動への参加による自己実現」などの効果が期待できます。

3 これまでの経過と今後の展望

市では、鎌倉市市民活動センターの指定管理者である特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議とともに、早くから協働事業推進のしくみの検討を始め、NPOと職員による研究会や市の関係課職員によって検討を重ねてきました。そして平成19年度から、「鎌倉市市民活動団体と市による相互提案協働事業」の募集を開始、翌20年度から事業をスタートしました。

また、平成31年1月8日には、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的として、「つながる鎌倉条例」を制定しました。

今後は、つながる鎌倉条例に基づき、より良い公共サービスを提供するために、協働の推進に向けて制度の充実等を図っていきたいと考えています。



第2章 協働事業の募集から事業実施まで

1 提案事業の種類

募集する提案事業には、「市民活動団体提案協働事業」と「市提案協働事業」の2種類があります。

(1) 市民活動団体提案協働事業

市民活動団体から公益的な事業の実施プランを市に提案していただき、市民活動団体と担当課が提案内容について協議しながら協働事業の実施に取り組むものです。

この事業は、次の内容を全て含む事業を対象としています。

ア 市内で実施される公益的な事業であり、市民活動団体と市が協働して取り組むことにより、地域や社会の課題の解決につながる。ただし、新たな施設整備を中心とした事業を除きます。

イ 市民サービスの向上のために、具体的な効果や成果が期待できること。

ウ 市民活動団体と市の役割分担が明確かつ妥当であり、協働による相乗効果が期待できること。

エ 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等の特性を活かした新たな視点を有すること。

オ 予算の見積り等が適正であり、提案した市民団体が実施すること。

注：営利を目的としたもの、特定の個人や団体が利益を受けるもの、宗教・政治・選挙活動に関するもの、国・地方公共団体及びその他の団体から助成を受けているもの並びに公序良俗に反するものを除きます。

(2) 市提案協働事業

市が提案した事業の構想及び概要に対し、市民活動団体から事業の具体的な実施プランなどの提案を受け、市民活動団体と市が協議しながら協働事業の実施に取り組むものです。

この事業は、市から次の内容を含む事業を示し、市民活動団体の提案を募集するものです。

ア 市民活動団体の特性である先駆性、専門性、柔軟性等の特性を活かした事業として市民サービスの向上が図れること。

イ 市民活動団体と市の役割分担が明確かつ妥当であり、協働による相乗効果が期待できること。

2 応募団体の要件

応募していただけるのは、次のいずれかに該当する市民活動団体です。

(1) 市内に事務所を置いている特定非営利活動法人。

(2) 鎌倉市市民活動センターに登録しており、市内に活動拠点または連絡場所があり、公益性及び公開性を有し、次のいずれにも該当する団体。

ア 代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民がいる。

イ 1年以上継続した活動を行っている。

ウ 会則、規約等に基づき運営され、予算、決算を適正に行っている。

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

3 事業の実施期間と事業費

	市民活動団体提案協働事業	市提案協働事業
事業実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・実施期間は、基本的には単年度（4月から翌年3月）となります。 ・実施年度は、協議の整った翌年度からとなります。ただし、事業内容によっては年度内に実施が可能な場合がありますので、ご相談下さい。 	
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・応募の段階で事業限度額は設けませんが、1事業につき30万円を限度に市が費用を負担します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業ごとに市が提示します。

* 事業の継続実施についてのご相談は事業の担当課までお問い合わせください。

* 事前の協議の中で、事業内容、事業費など市民活動団体と担当課間で十分協議しておく必要があります。

* 上記の協議を経ていても、毎年度の事業費は事業実施の予算案が議決されて決定します。

<参考>令和元年度提案事業（団体提案のみ）

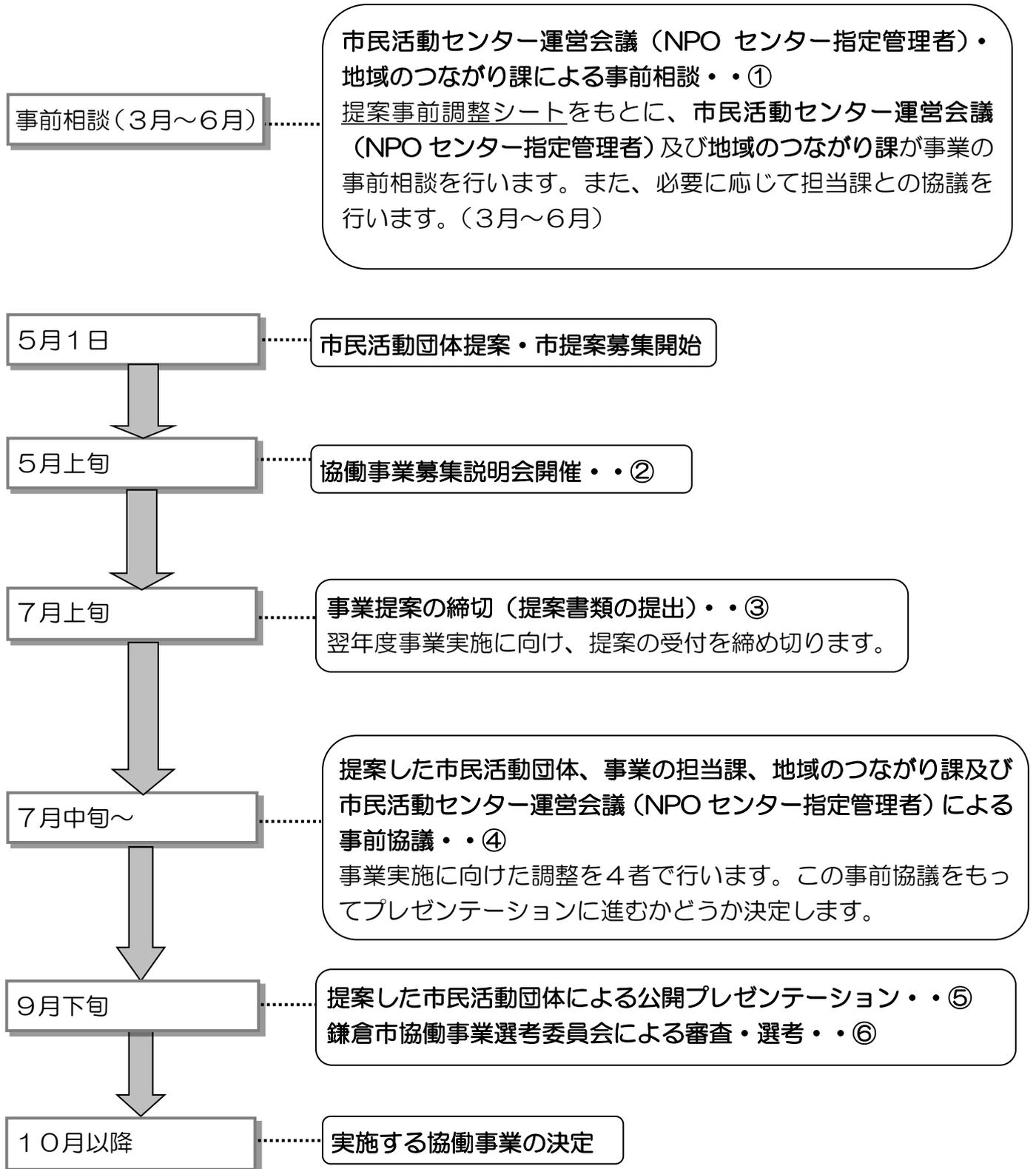
事業名	団体名	担当課	事業内容
梶原大通り街路樹柵再生事業	梶原山町内会	公園課	梶原大通りの街路樹柵にツツジを補植することにより雑草の繁茂を防ぎ、市の雑草刈りの手間を省き、団地内市有地の景観を保持する
SDGs みらい塾第三期	(特非) 鎌倉ユネスコ協会	企画計画課	SDGsの目標達成に貢献する市民の育成やSDGsを中心とした市内NPOネットワークの拡充、市専門家との協働を目的に既に行われているSDGsみらい塾の拡充を行う。
「鎌倉観光公式ガイド」のコンテンツ充実事業	(特非) 鎌倉シチズンネット	観光課	団体が開発中の観光サイトの情報を鎌倉市の紹介ページ「鎌倉観光公式ガイド」にリンクを張ることによって情報の充実を図り、「鎌倉観光公式ガイド」のコンテンツの不備や改良を行う。

* 過去年度（平成19年度～30年度）の提案については40ページ参照

4 事業決定までの流れとおおまかなスケジュール

広報かまくらや市のホームページで提案事業を募集しますが、7月上旬で提案の受付を締め切り、公開プレゼンテーションに臨んでいただきます。事業は翌年度から実施となります。

なお、年度ごとにスケジュールは変更する場合があります。



※①~⑥については次のページにて詳細の説明があります。

① 事前相談

事業を提案する場合は、事業の実現性を高めるために「提案事前調整シート(18ページ参照)」を基に市民活動センター運営会議（NPOセンター指定管理者）及び地域のつながり課と事前相談を行います。事前相談では、ご提出いただいた「提案事前調整シート」をもとに、事業の目的や概要などを調整します。また、必要に応じて担当課との協議を行います。

② 協働事業募集説明会（応募を予定する市民活動団体は、説明会に出席してください。）

協働事業の募集について、内容説明と質疑応答の場を設けます。
市が提案する協働事業については、担当課が事業の構想や概要を説明します。

③ 提出書類（提案時）（第4章 11～15ページ参照）

- | | |
|---|---------|
| 1 市民活動団体提案／市提案 協働事業提案書 | 2 企画書 |
| 3 収支予算書 | 4 団体概要書 |
| 5 定款または規約 | |
| 6 役員名簿及び構成員に5名以上の市民が含まれることが分かるもの
※氏名、生年月日、性別、住所が必須となります。 | |
| 7 予算、決算関係書 | |
| 8 法人市民税納税証明書（直近のもので、法人に限る。） | |
| 9 その他市長が必要と認める書類 | |

※1～4の書類については、市のホームページからダウンロードできます。

④ 事前協議

提案を受けた事業について、提案した市民活動団体、事業の担当課、地域のつながり課及び市民活動センター運営会議の4者による事業実施に向けた調整を行います。

⑤ 公開プレゼンテーション

公開の場で、提案団体から内容を10分以内で発表(プレゼンテーション)していただき、鎌倉市協働事業選考委員会による質疑応答を20分程度行います。（※時間は予定）

⑥ 審査・選考

(1) 審査・選考

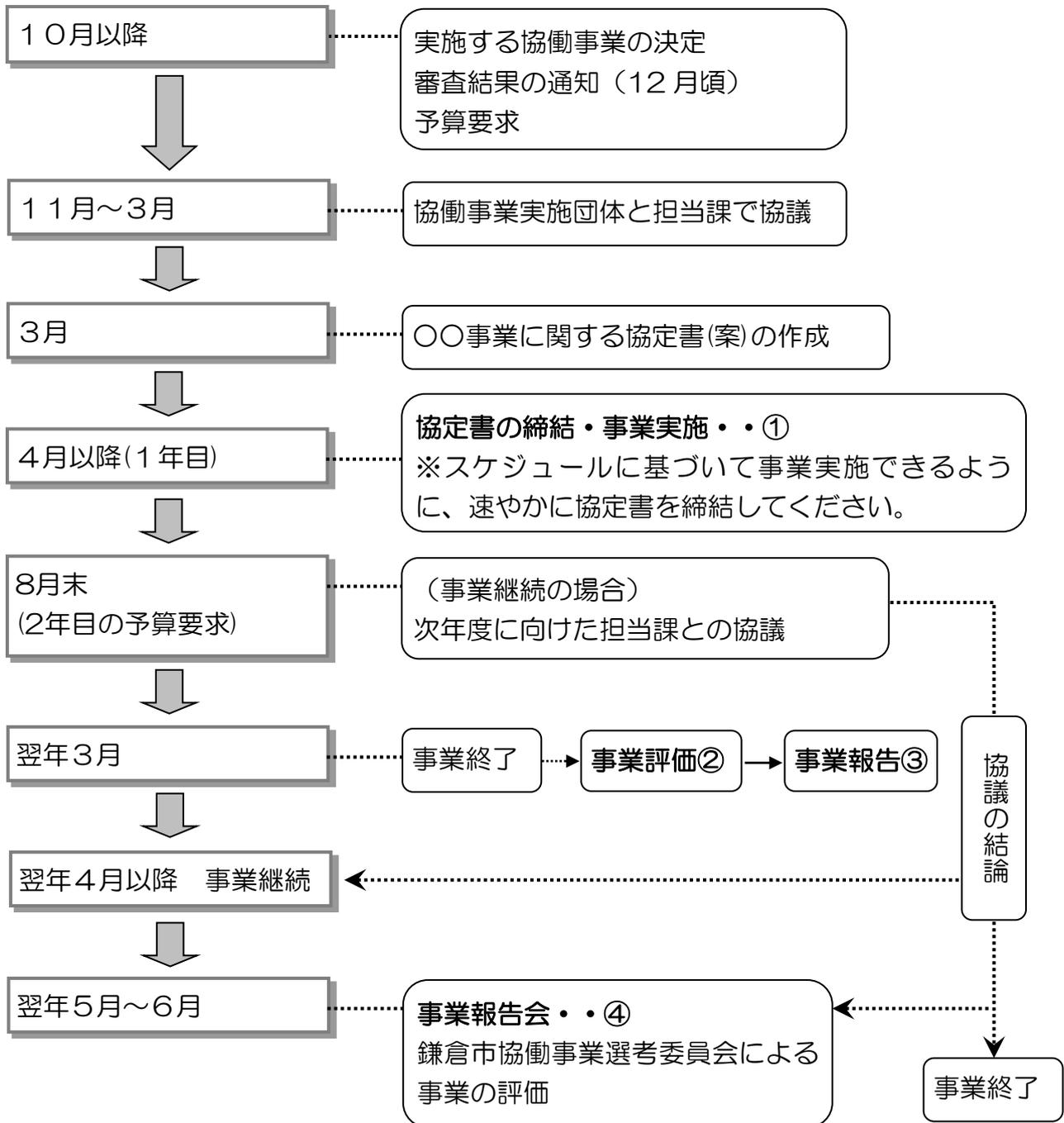
鎌倉市協働事業選考委員会が、協議を進める事業(市民活動団体提案協働事業の場合)と、協議を進める団体(市提案協働事業の場合)を選考します。

(2) 審査結果の通知・公表

市はその結果を提案団体に通知するとともに、ホームページ等で公表します。

5 事業決定後のスケジュールと事業完了後の取組み

年度ごとにスケジュールは変更する場合があります。



※①～④については次のページにて詳細の説明があります。

① 協定の締結

提案事業の採択後、「鎌倉市協働事業選考会」による講評をふまえ、提案団体と事業の担当課で、事業の実施方法や経費、役割分担や責任分担などについて協議を行います。協議で決定したことをもとに、提案団体と事業の担当課の役割及び責任分担を明確にするための協定を締結します。

※協定書作成例23ページ参照

② 事業評価（第4章 20ページ参照）

提案団体と事業の担当課は、事業評価シートをもとに、事業の実施状況や取組成果等について、事業評価を行います。事業評価シートは、事業報告時に必要書類と一緒に地域のつながり課へ提出します。

③ 事業報告（第4章 16～21ページ参照）

事業の終了後、次の書類を提出します。精算残金がある場合は、返納する必要があります。

- 1 相互提案協働事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 事業評価シート

④ 事業報告会

実施の状況又は結果について、相互提案協働事業報告書等を作成していただき、事業実施の翌年度に鎌倉市協働事業選考委員会による事業報告会で、「協働」したことによる成果・課題等を中心とした実績報告をしていただきます。

第3章 審査選考基準と評価項目

1 市民活動団体提案・市提案協働事業の審査選考基準と評価項目

審査は、鎌倉市協働事業選考委員会が、次のような選考基準と項目で行います。

- 審査選考は鎌倉市協働事業選考委員により、協働の視点から提案を評価し、その採点を基に行う。
- 採点は項目ごとに5段階評価とし、その合計点数の最高は40点とする。
(5＝非常にすぐれている、4＝すぐれている、3＝認められる、妥当である、2＝劣る、1＝非常に劣る)
- 採点評価は、各選考委員が採点した各項目の点数の平均点（小数第2位を四捨五入）を用いる。
- 相互提案協働事業として実施する事業は、※印の各項目の平均点が3点以上で、かつ、各項目の平均点の合計が24点以上の中から、選考委員会で総合的に判断した上で決定する。
- 選考委員は、自ら利害関係を有する提案については、審査に加わることはできない。
- 審査項目、評価内容及び配点は下記のとおりとする。

審査項目	評価内容	配点	
公益性	鎌倉にふさわしい公益性の高い事業であるか	5	※
課題の解決	重要性・緊急性の高い課題を的確にとらえ、その課題の解決につながる具体性のある、経済性と法規制などの観点から実現可能な提案であるか	5	※
効果・成果	具体的な効果や成果が期待できるものであるか	5	
役割分担	市民活動団体と市との役割分担が明確であり、かつ、妥当性があるか	5	
相乗効果	協働により市民活動団体と市がそれぞれの特性を活かすことで相乗効果が期待できるものであるか	5	
先駆性 専門性 柔軟性等	先駆性、専門性、柔軟性等の市民活動団体の特性を活かし新たな視点から実施するものであるか	5	
適正な予算	予算の見積り等が適正であるか	5	
実現性	市民活動団体が自ら実施する事業であり、その事業を安定的かつ継続的に実施することができる団体であるか	5	※
合計		40	

また、以下の項目のいずれにも該当しないこと。

- 営利を目的としたもの
- 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
- 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
- 国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けているもの
- 公序良俗に反するもの

第4章 提出書類の記入例

第1号様式（第6条）

記入例

市提案協働事業 概要書

事業名	
現状と課題	どのような課題を改善したいのか、課題が生まれた背景と現状を踏まえご記入ください。
事業の目的・目標（数値目標）	この事業を行うことで目指すことや達成したいこと（可能であれば数値目標）をご記入ください。
事業の内容	課題の改善に向けて具体的にどのような事業を行うのか、内容・実施日程・従事者(人数)・実施場所についてご記入ください。
協働で進めていきたい理由	どのような理由で、市民活動団体との協働が必要なのか具体的にご記入ください。
協働により期待される効果	市民活動団体との協働があってはじめて期待できること(効率化)や相乗効果について具体的にご記入ください。

役割分担	《市》 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e0ffe0; display: inline-block;"> 情報の提供・交換・共有／活動の場の提供／広報／イベント等の共催／市関係機関との調整などをご記入ください。 </div>
	《市民活動団体》 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #e0ffe0; display: inline-block;"> 団体が果たす役割を具体的にご記入ください。 </div>
事業の着手及び終了の予定期日	年 月 日～ 年 月 日
事業規模	<p style="text-align: right;">円を限度とします。</p> <p>※この金額は、支出限度額を約束したものではありません。支出額は、事業実施の予算案が議決されて決定します。</p>
担当課	

市民活動団体提案 / 市提案 協働事業提案書

年 月 日

(あて先) 鎌倉市長

市民活動団体提案か市提案か
マルをしてください。

郵便番号
住所
団体名
代表者氏名

印

市提案協働事業は、概要書に記載されている事業名をご記入ください。
市民活動団体提案事業は、事業の内容や目的を端的に示す、第三者にもわかりやすい事業名をつけてください。

協働事業として、下記の事業を提案したいので、関係書類を添えて提出します。
なお、会員名簿・担当者連絡先を除き公開を承諾します。

事業名		
事業費総額	円	
希望する担当課 (市提案協働事業の場合は記入不要です)	事業費総額は、収支予算書の支出合計（B）と一致させてください。	
担当者連絡先	氏名	} 日常的に連絡の取れる方をご記入ください。
	電話番号	
	FAX 番号	
	Eメール	

【添付書類】 提出に当たっては、次の書類を添付してください。

(□にチェックをお願いします)

- 企画書(第3号様式)
- 役員及び構成員の名簿
- 収支予算書(第4号様式)
- 予算及び決算に関する書類
- 団体概要書(第5号様式)
- 法人市民税納税証明書(法人のみで直近のもの)
- 定款又は規約等
- その他市長が必要と認める書類

企画書

各項目書ききれない場合は、枠幅を広げるか、別紙を添付していただいて構いません。ただし、簡潔に記入をお願いします。

<p>① 団体名</p>	
<p>② 事業名</p>	
<p>③ 現状と課題</p>	<p>(市提案協働事業の場合は記入不要です。)</p> <p>どのような課題を改善したいのか、課題が生まれた背景と現状を踏まえご記入ください。</p>
<p>④ 目的</p>	<p>(市提案協働事業の場合は記入不要です。)</p> <p>この事業を行うことで目指すことや達成したいことをご記入ください。</p>
<p>⑤ 目標 (数値目標)</p>	<p>(市提案協働事業の場合は記入不要です。)</p> <p>可能であれば数値目標もご記入ください。</p>
<p>⑥ 事業の内容</p>	<p>課題の改善に向けて具体的にどのような事業を行うのか、内容・実施日程・従事者(人数)・実施場所についてご記入ください。</p>
<p>⑦ 協働の必要性</p>	<p>どのような理由で、市との協働が必要なのか具体的にご記入ください。</p>
<p>⑧ 協働で期待できる具体的な効果・成果</p>	<p>市との協働があってはじめて期待できること(効率化)や相乗効果について具体的にご記入ください。</p>

⑨ 役割分担	≪市に期待する役割≫ 情報の提供・交換・共有／活動の場の提供／広報／イベント等の共催／市関係機関との調整 などのほか、関連課等との意見交換を行っている場合は、その経緯や内容もご記入ください。			
	≪団体が果たす役割≫ 団体が果たす役割のほか、提供できる資源などを具体的にご記入ください。			
⑩ 事業の 実施体制	≪総括責任者≫ 明確にするため、総括責任者と個別事業の責任者をご記入ください。			
	≪個別事業の責任者≫			
	≪専門性のアピール≫ これまでの活動で培ってきたノウハウ・専門知識・専門技術、資格者の人数など積極的にアピールしてください。			
⑪ 事業の スケジュール	事業実施期間中のスケジュール(いつ、どんなことをするか)をご記入ください。表にしくなくても構いません。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	年 月	実施内容	
年 月	実施内容			

この収支予算書は、提案した事業の実施に係る事業費についてのみ記入してください。

記入例

第4号様式（第7条）

団体名 _____

収支予算書

単位：円

科 目	金 額	備 考
I 収入の部		
1 市からの収入	000,000	備考には積算の考え方を記入してください。 単価@〇〇円×〇人 ...
2 事業収入	000,000	
参加費	000,000	
収入合計 (A)	000,000	
II 支出の部		
1 事業費	000,000	@〇〇円×(〇時間×〇日)×〇人 ※項目ごとに積算根拠を明確に記載してください。 対象となる経費は、事業の実施に直接要するものです。 団体の事務所の賃借料、光熱費等の管理費は原則対象になりません。
人件費	000,000	
謝金	000,000	
交通費	000,000	
会場使用料	000,000	
通信費(切手代・郵送料)	000,000	
※電話代、インターネット代は対象外		
印刷製本費	000,000	
消耗品費	000,000	
保険料(イベント・ボランティア保険)	000,000	
支出合計 (B)	000,000	
収支差額 (A) - (B)	0	

収支差額(A)-(B)=0 の事業収支予算書を作成してください。

* 支出計画

第1四半期（4月～6月）	000,000 円
第2四半期（7月～9月）	000,000 円
第3四半期（10月～12月）	000,000 円
第4四半期（1月～3月）	000,000 円
合 計 ((B)と同額)	000,000 円

団体概要書

団体名	××××
連絡先	住所 〒 TEL e-mail fax
発足年月日	×年×月×日
構成員数（会員数）	×× 人（うち鎌倉市民 ×× 人）
役員（世話人・運営委員等）	代表 ××× 副代表 ××× 監査委員 ×××
団体設立の経緯	××××・・・
団体の目的	××××・・・
主な活動 （市委託事業等がある場合には、事業名・担当課・委託期間も記入して下さい。）	××××・・・
年間予算 （ 年度）	[収入]会費××万円、寄付××万円、〇〇事業××万円 合計××万円 [支出]事業費××万円、管理費××万円 合計××万円 （ 年 月～ 年 月）

事務所、または、日常的に連絡が
取れる所を記入してください。

代表、副代表、監査委員、世話人、運
営員等の氏名をご記入ください。

設立のきっかけ、その後の活動につい
て、簡潔明瞭に記入してください。

定款及び規約等に記載された目的を
記入してください。

定款及び規約等に記載された主たる
事業を記入してください。
また、市委託事業等がある（あった）
場合は、事業名・担当課・委託期間
等を記入してください。

団体と市担当課で行う事業評価をもってご記入ください。

記入例

相互提案協働事業 報告書

年 月 日

（あて先）鎌倉市長

住所
郵便番号
団体名
代表者氏名 印

令和 年度事業報告会に先立ち、協働事業の実施状況・実施結果について、下記のとおり報告します。

事業名	
事業概要	事業の内容についてご記入ください。
市担当課	
事業実施期間 （継続中の事業については、継続に○をつける）	継続 開始 令和 年 月 日 ～ 終了 令和 年 月 日
協働の形態	市提案か団体提案かを明示し、市と団体の役割分担についてご記入ください。
事業費	円

<p>事業目的の達成 (継続中の事業については、現時点で判断する)</p>	<p><達成できた点></p> <p>事業の目的や目標、役割等について達成できた点をご記入ください。</p>
	<p><達成できなかった点></p> <p>事業の目的や目標、役割等について達成できなかった点をご記入ください。</p>
<p>成果・効果</p>	<p>事業を行うことで得られた成果や効果をご記入ください。</p>
<p>課題・問題点 (解決・改善の方法についても記入)</p>	<p>事業を行う中で生じた課題や問題点についてご記入ください。</p>
<p>今後の展望</p>	<p>次年度以降の目的や目標をご記入ください。単年度事業の場合は、団体としてこの事業をもって今後どのような活動等をしていくかを記入してください。</p>

添付資料

※全て埋めなくても大丈夫です！
 ※書ける範囲で事業の目的や概要を記入してください！

相互提案協働事業 提案事前調整シート

団体名：○○○○○
 担当者：○○○

項目1 事業の目的・内容・目標	項目4 事業計画		項目6 事業額（概算）	
自治会・町内会では活動する会員が限定されていることや、役員の高齢化といった課題が見受けられる。この課題を解決するために、自治会・町内会の役員に向けて運営のノウハウや先進事例が掲載された運営の手引きを作成し、市内の自治会・町内会に配布することで自治会・町内会活動を活性化させ、持続可能な地域コミュニティの形成を目指す。	《時期》	《内容》	30万円	
	4月～5月	手引きの掲載内容やデザインアイデアをまとめる。	項目7 希望担当課	
	6月～11月	自治会・町内会への取材・情報収集	地域のつながり課	
	12月～1月	手引きの編集・デザイン制作開始	項目8 団体概要	
項目2 提案者の考え（提案のきっかけ・思い等）	2月	手引きの編集最終確認	設立	2011年
自治会・町内会の運営手引きを通して、自治会・町内会への加入率や地域活動への参加者増加につなげることで地域への愛着を持つ人が増えてほしい。	3月	手引きの製本化 市内自治会・町内会に配布	会員数	30人
			活動実績	・地域情報サイトの制作、運営 ・イベントの開催 ・SNSを使った地域情報の発信
項目3 行政と協働する理由	項目5 役割分担			
《行政側の課題解決に繋がる理由を記入して下さい》 市が有している地域課題や情報と団体が強みである取材・編集・デザイン力等を活用して手引きを作成することによって市民目線の読みやすい運営ノウハウが掲載された手引きを作成することができ、自治会・町内会の課題解決につながるから。	【団体】 ・自治会・町内会へのアンケート、ヒアリング ・取材結果の分析 ・手引きのデザイン制作・編集 ・取材結果の分析 ・手引きの印刷・製本化		【担当課】 ・自治会・町内会への取材協力依頼 ・自治会・町内会に関するデータ提供 ・作成した手引きの広報、配布 ・手引きの編集データ確認 ・議事録作成	

団体名 _____

収支決算書

単位：円

科 目	金 額	備 考
I 収入の部		
1 市からの収入	000,000	
2 事業収入	000,000	
参加費	000,000	単価@〇〇円×〇人 ...
収入合計 (A)	000,000	
II 支出の部		
1 事業費	000,000	
人件費	000,000	@〇〇円×(〇時間×〇日)×〇人
謝金	000,000	※項目ごとに明確に記載してください。
交通費	000,000	
会場使用料	000,000	
通信費(切手代・郵送料)	000,000	
※電話代、インターネット代は対象外		
印刷製本費	000,000	
消耗品費	000,000	
保険料(イベント・ボランティア保険)	000,000	
支出合計 (B)	000,000	
収支差額 (A) - (B)	0	

支出した際の経費の詳細は保管してください。
場合によって、提出していただくことがあります。

市民活動団体と鎌倉市による相互提案協働事業 評価シート (年度)

事業名 : _____

市民活動団体名 : _____ 担当課 : _____

(1) 事業着手前

評価項目	団体	担当課	理由 (団体と担当課それぞれ記入してください)
協定書作成に当たり十分な話し合いができたか			【団体】 【担当課】
協定書作成時に対等な立場で話し合いができたか			
協定書の内容は充分であったか			
総括 (評価のまとめ)			

(2) 事業実施過程

評価項目	団体	担当課	理由 (団体と担当課それぞれ記入してください)
当初の事業計画どおり行われたか			【団体】 【担当課】
対等な対場で進められたか			
互いの特性や資源を活かしあって進められたか			
課題認識、目的、過程を共有して進められたか			
課題が出た時、話し合いの場を持ち解決できたか			
総括 (評価のまとめ)			

(3) 事業実施結果

評価項目	団体	担当課	理由（団体と担当課それぞれ記入してください）
設定された目標（評価項目）は達成されたか			【団体】 【担当課】
予算の執行は予定通りであったか			
定められた役割分担は妥当であったか			
定められた役割分担は守られたか			
市民サービスは向上したか			
市民と行政の協働事業は効果があったか			
総括（評価のまとめ）			

(4) 今後の事業展望

事業を実施した結果を踏まえ、将来的な視点を含めた総括（評価全体のまとめ）	
--------------------------------------	--

※理由及び総括欄は、別紙で提出しても結構です。

※総括は、市民活動団体と担当課で協議した上で記入してください。

★評価の基準

- ：十分に達成
- △：一部課題があるが概ね達成
- ×：不達成

資料編

- 協定書例 23
- 鎌倉市市民活動団体と市による相互提案協働事業の実施
に関する要綱 32
- 鎌倉市協働事業選考委員会条例 34
- つながる鎌倉条例 35
- 鎌倉市市民活動推進庁内検討委員会設置要綱 38
- これまで実施した事業 40

2 協働事業者と市は、前項で定める事業目標及び事業実施計画に基づき、第6条で定める役割分担に従って事業の適正な執行に努め、定期的に事業の進捗状況の確認を実施し、必要に応じて事業実施計画の改善を図る。

(費用の負担)

第8条 協働事業の経費は、別紙「協働事業収支予算書」に基づき、協働事業者は事業者負担金を、市は協働事業負担金を負担する。

2 協働事業負担金の支払い(方法、時期等)に関する詳細は、協働事業者、市双方協議の上、別紙のとおりとする。

(協定の変更)

第9条 事業実施中にこの協定書の事業内容又は協定事項に変更が生じた場合は、市及び団体の双方で協議し、必要により協定書を変更し再度締結するものとする。

(成果及び権利の帰属・譲渡等)

第10条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果及び権利については、協働事業者及び市の両者に帰属するものとする。ただし、協働事業者又は市の各々に既に帰属している成果及び権利は除くものとする。

2 協働事業者及び市は、この協定によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この協定の相手方の承諾を得なければならない。

(事業報告書等の作成)

第11条 協働事業者と市は、事業終了後、次に掲げる事業報告書等を作成し、双方で5年間保有するものとする。

(1) ○○○○事業の実施状況

(2) ○○○○事業にかかる経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、○○○○事業の実態を把握するために協働事業者と市が必要と判断した書類

(事業の評価)

第12条 協働事業者及び市は、実施した事業について相互に事業の評価を実施するものとする。

(法令遵守等)

第13条 協働事業者は、事業を行うに当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守しなければならない。

2 市は、協働事業者の事業の実施に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができるものとする。

3 協働事業者は、前項の規定による報告を求められたときは、市に対し当該報告を行わなければならない。

(損害の負担)

第14条 事業の実施に伴い第三者に損害を与えた場合の費用負担は、協働事業者、市それぞれの責務に帰する場合を除き、協働事業者と市が協議して決める。

(情報公開)

第15条 協働事業者は、事業の透明性を確保するために、当該事業に係る情報公開に努めなければならない。

(個人情報保護)

第16条 協働事業者は、この協定による事業を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(環境配慮)

第17条 協働事業者は、市に提出する書類等には、環境負荷の少ない環境配慮製品を使用するなど、環境に配慮した行動に努めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 市は、協働事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、この協定を解除することができる。この場合において、解除により協働事業者に損害が生じても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 協働事業者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 協働事業者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 協働事業者及び役員等が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 協働事業者が、資材及び原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 協働事業者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を資材及び原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、市が協働事業者に対して当該協定の解除を求め、協働事業者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの協定が解除された場合においては、協働事業者は、協働事業負担金額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第19条 協働事業者は、事業実施に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入(妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)などをいう。以下この条において同じ。)を受けた場合は、遅滞なく市に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 協働事業者は、不当介入を受けたことにより、事業実施に遅れが生じるおそれがある場合は、市と事業実施に関する協議を行わなければならない。
- 3 協働事業者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに市に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(協定の解除)

第20条 協働事業者及び市は、協働事業者又は市がこの協定に違反し、その違反によりこの協定の目的を達することができないと認められるときは、本協定を解除することができるものとする。

(その他)

第21条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協働事業者と市が協議して定める。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、協働事業者と市が記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

協働事業者 ○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○

鎌倉市 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長

個人情報の取扱いに関する特記事項(協定書第15条関連)

(個人情報保護条例等の遵守)

第1条 協働事業者は、市の定める鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）及び鎌倉市情報セキュリティポリシー並びに個人情報のうち特定個人情報については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(協働事業者の措置義務)

第2条 協働事業者は、条例第14条第2項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いのため、次条以下に定める必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 協働事業者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(守秘義務)

第4条 協働事業者は、事業実施に当たり直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。事業完了後又は協定解除後も同様とする。

(個人情報の管理)

第5条 協働事業者は、事業実施に当たり利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に市の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6条 協働事業者は、事業実施に当たり利用する個人情報について、本事業実施以外の目的で利用してはならない。また、市に無断で第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第7条 協働事業者は、市及び協働事業者間の個人情報の受渡しに関しては、市が指定した手段、日時及び場所で行った上で、市に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第8条 協働事業者は、事業完了時に、事業実施に当たり利用する個人情報について、市の指定した方法により、返還しなければならない。

(報告)

第9条 協働事業者は、市から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに書面により報告しなければならない。

(事故時の対応)

第10条 協働事業者は、事業実施に当たり個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに市に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を市が別に定める書面により市に報告し、市の指示に従わなければならない。

2 協働事業者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 市は、事業実施に当たり個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第11条 協働事業者の故意又は過失を問わず、協働事業者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、市又は第三者に対して損害を発生させた場合は、協働事業者は、市又は第三者に対して、その損害を賠償しなければならない。

協働事業計画書

市民活動団体名

鎌倉市

〇〇〇（以下「協働事業者」という。）と鎌倉市（以下「市」という。）が行う、〇〇〇〇〇事業に関する協定書に基づく事業の概要は次の表のとおりです。

事業名	
目的	
数値目標	
事業の内容	
事業の流れ	
事業のスケジュール	

別紙（第8条関係 協働事業の要綱第4号様式（第7条）と同様）

団体名 _____

収支予算書

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
I 収入の部		
収入合計 (A)		
II 支出の部		
支出合計 (B)		
収支差額 (A) - (B)	0	

* 支出計画

第1四半期（4月～6月）	円
第2四半期（7月～9月）	円
第3四半期（10月～12月）	円
第4四半期（1月～3月）	円
合 計 ((B)と同額)	円

別紙（第8条関係）

令和〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業負担金支払内訳書

（単位：円）

支払対象時期		支払予定時期	金額	備考
第1期	4月～6月分	4月	〇〇〇〇〇〇円	
第2期	7月～9月分	7月	〇〇〇〇〇〇円	
第3期	10月～12月分	10月	〇〇〇〇〇〇円	
第4期	1月～3月分	1月	〇〇〇〇〇〇円	
合計			〇〇〇〇〇〇〇円	

支払方法：概算払い

鎌倉市市民活動団体と市による相互提案協働事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市における公益的事業について、市民活動団体と市が協働して実施することで、より暮らしやすい地域社会の形成に寄与することを目的として、市民活動団体と市が相互に提案して行う協働事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協働」とは、市民活動団体と市が互いに対等であることを認識し、互いの特性や持てる資源を活かしあって、取り組む課題、目的及び過程を共有し、協力して新たな公共サービスの創出や公益性の高い事業に取り組むことをいう。

2 この要綱において「相互提案協働事業」とは、市民活動団体提案協働事業及び市提案協働事業をいう。

第3条 この要綱において「市民活動団体提案協働事業」とは、市民活動団体が市に対し提案し、実施する事業で、次の要件を満たすものをいう。

- (1) 市内で実施される公益的事業（新たな施設整備事業を除く。）であり、協働により地域や社会の課題の解決に寄与するものであること。
- (2) 市民サービスの向上のために、具体的な効果や成果が期待できるものであること。
- (3) 市民活動団体と市との役割分担が明確であり、かつ、妥当性があり、及び協働による相乗効果が期待できるものであること。
- (4) 先駆性、専門性、柔軟性等の市民活動団体の特性を活かし、新たな視点から実施するものであること。
- (5) 予算の見積り等が適正であり、市民活動団体が自ら実施するものであること。
- (6) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 営利を目的としたもの
 - イ 特定の個人又は団体が利益を受けるもの
 - ウ 宗教、政治又は選挙活動に関するもの
 - エ 国、地方公共団体及びその他の団体から助成を受けているもの
 - オ 公序良俗に反するもの

第4条 この要綱において「市提案協働事業」とは、市の市民活動団体に対する提案に基づき、市民活動団体が企画提案し、実施する事業で、次の要件を満たすものをいう。

- (1) 先駆性、専門性、柔軟性等の市民活動団体の特性を活かすことにより、市民サービスの向上を図ることができるものであること。
- (2) 市民活動団体と市との役割分担が明確であり、かつ、妥当性があり、及び協働による相乗効果が期待できるものであること。

(市民活動団体)

第5条 相互提案協働事業に応募することができる市民活動団体は、次の団体とする。

- (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の規定に基づき設立された法人のうち、市内に事務所が所在する法人
- (2) 鎌倉市市民活動センターの利用登録団体のうち、市内に活動拠点又は連絡場所並びに公益性及び公開性を有するもので、次の要件を満たすもの
 - ア 代表者を含め3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の市民を有すること。

イ 1年以上継続した活動を行っていること。

ウ 会則、規約等に基づき運営され、予算及び決算に係る事務を適正に行っていること。

(市提案協働事業の募集)

第6条 市提案協働事業の募集は、事業の構想及び概要を市提案協働事業概要書(第1号様式)により提示して、別に定めるところにより行うものとする。

2 前項の事業の構想及び概要は、市民活動団体の主体性及び自主性が確保され、先駆性、専門性、柔軟性等の特性が活かされるものでなければならない。

(相互提案協働事業の応募手続)

第7条 相互提案協働事業に応募しようとする市民活動団体は、市長が指定する期日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 市民活動団体提案/市提案協働事業提案書(第2号様式)
- (2) 企画書(第3号様式)
- (3) 収支予算書(第4号様式)
- (4) 団体概要書(第5号様式)
- (5) 定款又は規約等
- (6) 役員及び構成員の名簿
- (7) 予算及び決算に関する書類
- (8) 法人市民税納税証明書(直近のものとし、法人に限る。)
- (9) その他市長が必要と認める書類

(提案の決定)

第8条 市長は、鎌倉市協働事業選考委員会の報告に基づき、相互提案協働事業として実施することが適当であると認める提案を決定し、その結果を市民活動団体に通知する。

(協議)

第9条 市民活動団体と市は、前条に規定する提案に係る相互提案協働事業の実施に関し、目的、時期、期間、役割分担、責任分担、経費負担、実施方法等について、協議を行うものとする。

2 前項の協議が整ったときは、市民活動団体と市は協定書を締結するものとする。

(事業経費)

第10条 相互提案協働事業に係る事業経費は、市が指定した額の範囲内とする。

(事業報告)

第11条 市民活動団体は、相互提案協働事業に係る実施の状況又は結果について、あらかじめ相互提案協働事業報告書(第6号様式)を提出し、市が開催する事業報告会において報告するものとする。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

鎌倉市協働事業選考委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、市民活動を行う団体又は本市が提案し、協働して行う事業の審査、選考及び事業評価を行うため、鎌倉市協働事業選考委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動に関し知識経験を有する者
- (3) 市民
- (4) 市職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

つながる鎌倉条例

美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉は、このまちを愛し、自分たちのまちのために行動する人々によって守られ、支えられ、つくられてきたまちである。

先人たちがつくりあげたこうした市民風土は、市民の誇りとして、様々な市民活動に今も受け継がれており、鎌倉のまちの発展のためにこれからも次世代を担う子どもたちにつなげていく必要がある。

市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織が、お互いにつながりを大切にし、それぞれの特性を生かしながら行動し、鎌倉のまちが魅力と活力にあふれ、さらに輝くまちにしていくために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、もって市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織がお互いにつながりを大切にし、協力し合い、多様化する地域社会の課題を解決することで、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で事業を行うものをいう。
- (2) 市民活動 市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 中間支援組織 市、市民等及び市民活動を行うもの間に立ち、市民活動が円滑に進むことができるように支援をする組織をいう。
- (4) 協働 市及び市民活動を行うものが共通の目的を実現するために、お互いが対等の立場に立ち、それぞれの特性を生かし、協力して行動することをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民等、市民活動を行うもの及び中間支援組織は、市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、まちをつくる一員としてそれぞれのつながりを大切にし、互いの特性を理解、尊重し、市民活動の推進に努めるものとする。

2 市民活動は、自発的な意思に基づいて行われるものとし、その自主性及び自立性が尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施することにより、できる限り市民活動が活発に行われるための環境の整備をしなければならない。

2 市は、市職員に対する市民活動及び協働に関する啓発等を実施して、職員一人一人が、市民活動及び協働の重要性の理解を深めるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、市民活動に対する理解を深め、自分たちのまちのことに関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的な意思に基づいて市民活動に参加、協力するよう努めるものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第6条 市民活動を行うものは、基本理念にのっとり、地域社会の課題を解決するため、知識、経験、地域性及び柔軟性等の特性を生かして行動するとともに、その活動の内容を市民等に広く周知するよう努めるものとする。

(中間支援組織の役割)

第7条 中間支援組織は、基本理念にのっとり、市、市民等及び市民活動を行うものの間に立ち、市民活動の推進のために、市民活動を行うものの自立や課題解決のための情報及び技術の提供などを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるものとする。

(市の施策)

第8条 市は、市民活動の推進を図るために次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 活動の場の提供に関する事。
- (2) 財政的支援に関する事。
- (3) 情報の提供に関する事。
- (4) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関する事。
- (5) 市民活動を行うものがその特性を生かせる分野において、市が行う業務への参加機会の提供に関する事。
- (6) 中間支援組織との連携に関する事。
- (7) その他市民活動の推進に関し必要な事項

(協働事業)

第9条 市及び市民活動を行うものは、協働して事業を行うに当たり、次に掲げる協働の原則に基づいて事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、尊重すること。
- (2) 市及び市民活動を行うものは、信頼関係を構築するとともに、役割分担を明確にし、それぞれが、当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (3) 市及び市民活動を行うものは、目的の実現までの過程を共有すること。
- (4) 市及び市民活動を行うものは、検証及び見直しを行うことにより、協働事業を充実させること。

(市民活動推進委員会)

第10条 市長の附属機関として、鎌倉市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) この条例並びに市民活動及び協働の推進についての指針（以下「指針」という。）に関する事項
- (2) この条例及び指針に基づく活動に関する事項

3 委員会は、市民活動の推進に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

4 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 公共的団体が推薦する者
 - (4) 市民
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 第5項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 9 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 10 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 11 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。
- 12 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。
(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

鎌倉市市民活動推進庁内検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動及び協働（以下「市民活動等」という。）の推進について、検討することを目的とし、庁内の関連課等で組織する鎌倉市市民活動推進庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動等の推進のための施策の検討に関する事項
- (2) 市民活動等に関する職員の意識向上に関する事項
- (3) 市民活動等に関する庁内の連絡調整に関する事項
- (4) その他市民活動等の推進に必要な事項に関する事項

(構成)

第3条 庁内検討委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 市民生活部長
- (2) 副委員長 市民生活部次長（市民活動を推進する事項を所掌する課等を所管する次長）
- (3) 委員 企画計画課の課長等、行政経営課の課長等、財政課の課長等、福祉総務課の課長等、教育総務課の課長等

2 委員長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

(職務)

第4条 委員長は、庁内検討委員会を招集してその議長となり、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(合同会議)

第5条 庁内検討委員会は、協議及び検討を市民等と協働で行うため、必要に応じて、鎌倉市市民活動センターの指定管理者と合同会議を開くものとする。

(意見の聴取)

第6条 庁内検討委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員長は、必要に応じ、庁内検討委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、庁内検討委員会の委員又は庁内の関係課の課長等のうちから、その都度委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 5 前条の規定は、専門部会について準用する。

(庶務)

第8条 庁内検討委員会の庶務は、庁内検討委員会の所掌事務を所管する課において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が庁内検討委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 20 日から施行する。
- 2 鎌倉市協働事業推進協議会設置要綱（平成 19 年 5 月 1 日施行）は廃止する。
- 3 （仮称）鎌倉市市民活動推進条例検討会設置要綱（平成 28 年 5 月 2 日施行）は廃止する。
- 4 （仮称）鎌倉市市民活動推進条例庁内検討委員会設置要綱（平成 30 年 6 月 11 日施行）は廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年（2019 年）9 月 17 日から施行する。
- 2 鎌倉市協働事業推進連絡会設置要綱（平成 18 年 6 月 21 日施行）は廃止する。

◎これまで実施した事業

鎌倉市では、相互提案協働事業によって平成19年度から令和元年度までに32事業が実施されました。実施した事業については以下のとおりです。

※協働事業推進の検討を重ねた中で提出された各報告書は、[市のホームページ\(ホーム > 暮らし・環境 > 地域コミュニティ・市民活動 > 市民活動団体と市による相互提案協働事業 > 市民活動団体と市との協働事業について\)](#)でご覧いただけます。

★平成19年度（色付きは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
不用品登録事業	(特非) 鎌倉シズンネット (特非) 鎌倉リサイクル推進会議	市民相談課 (旧市民活動課) 現在⇒ごみ減量推進課	市が行っている不用品登録制度にインターネットを活用していくことで、より多くの市民が利用できる制度にする。
防犯フォーラム開催等事業	(特非) ICP地域振興協会	市民安全課 (旧安全安心推進課)	防犯活動を行っている団体の事例発表や交流を目的としたフォーラムの開催により、地域の連携の推進を図り、事例集を作成して啓発活動を行う。
ハイキングコースパトロール事業	(財) 鎌倉風致保存会	観光課 (旧観光商工課)	市内3カ所のハイキングコースの安全確認や利用者への注意喚起のための定例（又は臨時）パトロールを行うことによりコース上の安全確保と適正な利用を図る。
生活支援サービス調整機関検討委員会設置等事業	鎌倉市ホームヘルプサービス連絡会	高齢者いきいき課 (旧高齢者福祉課)	介護保険による生活支援サービス対象外の軽度生活困難者や認知症、重度介護高齢者の生活ニーズに円滑に対応するための調整機関の設置を検討する委員会を開催する。
図書館振興事業	図書館とともにたち・鎌倉	中央図書館	図書館の楽しさや便利さ、重要な存在意義などをより多くの鎌倉市民に伝え、各方面での図書館利用が促進されるよう、図書館の振興事業を行う。

★平成20年度（色付きは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
落書きのないまちづくり事業	キープ鎌倉クリーン推進会議	環境保全課 (旧環境保全推進課)	落書きを見過ごさず、すぐに消すという活動によって落書きのないまちづくりを目指す。
子ども会館運営事業	(特非) 輝き・遊っ子楽っ子	青少年課 (旧こどもみらい課)	深沢第一子ども会館の運営及び乳幼児親子向けや学童向けの各種イベントを実施する。

失語症等成人中途言語障害者への支援事業	湘南失語症者を支援する会	障害福祉課 (旧障害者福祉課)	失語症等成人中途言語障害者のコミュニケーション支援を目的に、グループ活動の場作りや相談などを実施する。
---------------------	--------------	--------------------	---

★平成21年度（色付きは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
「WE LOVE 若宮大路」事業	鎌倉市政を考える市民の会 (特非)かまくら緑の会	都市景観課	松並木の管理・美化清掃等多くの市民活動団体の活動が連携することにより、さまざまな視点から若宮大路の維持・管理のあり方、また、生活道路としての若宮大路の機能・景観を市民活動団体と市がともに考え、具体的な取り組みの検討を行う。
玉縄民俗資料館のリニューアル事業	玉縄城址まちづくり会議	文化財課	玉縄の歴史と生活を伝える施設「玉縄民俗資料館」の展示をリニューアルし、多くの人に玉縄の「昔と今」を知ってもらうような展示、また講座等を行う。

★平成22年度（色付きは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
認知症の相談事業	かまくら認知症ネットワーク	市民健康課	専門的な知識と経験を持つ市民活動団体として、当事者からの相談を受け、専門知識を生かして認知症の基礎知識や対応方法について適切な助言を行うことで本人と家族の抱える困難な問題の解決や負担の軽減を図り、また必要に応じてサービスや社会資源の活用結びつけるよう情報提供を行う。
障害者就労支援・雇用促進普及啓発事業	(特非)地域生活サポートまいんど	障害福祉課 (旧障害者福祉課)	障害者雇用や就労支援に関する理解を深め普及啓発を図る講演及びシンポジウム事業を行う。
障害者就労支援員(ジョブサポーター)養成・派遣事業	かまくら福祉・教育ネット	障害福祉課 (旧障害者福祉課)	障害者が企業への職場実習や就労をしていくにあたり、障害者に寄り添い、企業との連絡・調整、障害者の見守り・助言などのサポートを行う就労支援員の養成研修及び派遣事業を行う。

★平成23年度
実施事業なし

★平成24年度（市提案のみ）

事業名	団体名	担当課	事業内容
就労困難若年者 就労体験支援事 業	（特非）日本青年事 業経営者協会	商工課 （旧産業振興課）	二ート等の就労困難な若者の職業的自立 支援のため、実際の職場で働くことを経 験してもらう協力事業所を確保し、体験 就労の場の提供につなげる。

★平成25年度（団体提案のみ）

事業名	団体名	担当課	事業内容
町内会ホームペ ージ作成・運営支 援事業	（特非）鎌倉シチズ ンネット	地域のつながり課 （旧地域のつながり 推進課）	簡便な方法で更新可能な町内会のホーム ページの作成・運営を支援すること で、 素早い情報発信を可能とする。
家庭における省 エネルギーへの 取り組みを促進 する事業	湘南・省エネネット ワーキング	環境政策課	家庭での省エネを継続させるため、家庭 での省エネに取り組む参加者を募集 し、 小・中学校での出前授業開催を働きかけ る。また、将来の展望としてエネルギー 供給側・学校などの多方面機関との協議 やポイント制度活用などを検討する。

★平成26年度（色付きは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
ノーバディズ・パ ーフェクト・プロ グラムによる親 育ち講座実施事 業	子育て支援グルー プブーケの会	こども相談課	「完璧な親なんていない」という考え方 のもと、ファシリテーターと一緒に参加 者同士が子育ての関心事を話し合う親育 ち講座を開催する。
2015心をひと つに～つなげよ うみちのくの未 来へ～	3.11 A L L 鎌倉 実行委員会	地域のつながり課 （旧地域のつながり 推進課）	復興支援等を行う市民活動団体が一堂に 会し復興支援イベントを開催し、東日 本大震災に対する風化防止を図るとと もに、市民の防災意識の向上を促す。

★平成27年度（色付きは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
コミュニティカ フェを目指した 生涯学習センタ ーロビーの活用 検討	鎌倉市市民活動セ ンター運営会議	生涯学習センター	鎌倉障害学習センターのロビーについ て、幅広い年齢層に活用されるよう、「ロ ビー活用検討委員会」を組織して課題分 析や活用方針案を検討する。

史跡協働管理事業	NPO法人みどりのレンジャー	文化財課	市内の指定史跡について、定期的に草刈等を実施し良好な環境を維持する。また、史跡巡回を行い、倒木落石等を文化財課に通報する。
鎌倉の観光事情に詳しい市民活動団体のノウハウを生かした観光案内図作り	鎌倉・文化の森	観光課 (旧観光商工課)	多くの観光客が訪れるスポットを選択し、正確性やデザイン性を具備した案内図の原稿案を作成する。
一鎌倉の食を楽しむ一料理メニューの多言語化	NPO法人JIA OLIU鎌倉	観光課 (旧観光商工課)	鎌倉を訪れる外国人観光客のため、飲食店のメニューを多言語化し、ホームページで公開する。
戦国時代の鎌倉の歴史遺産デジタルアーカイブ事業	玉縄城址まちづくり会議	文化財課、国宝館	玉縄城に関する寺宝、古文書のリストづくりとデジタル化を行う。

★平成28年度（色付きは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
鎌倉最新観光情報ツイート事業	特定非営利活動法人鎌倉ガイド協会	観光課 (旧観光商工課)	市内全域において最新の観光情報の収集を行い、鎌倉市観光商工課アカウントを用いたツイートを行う。観光施設の臨時休館など、特に観光客に情報提供すべき事案について市に情報提供を行う。
身近な図書館づくりプロジェクト	図書館とともだち・鎌倉	中央図書館	地域で活動するNPO、おはなしグループ、事業者等と連携をとりながら図書館振興活動を行う。「身近な図書館づくり」に求められるニーズと可能性を探る。
2020年初めに向けて世界に通じるコミュニケーション力啓発事業	ヒッポファミリークラブ大船鎌倉	文化人権課 (旧文化人権推進課)	在住外国人や留学生等が講師となり、世界に通じるコミュニケーション力についての講座を開催する。
働くまち鎌倉推進～キャリアのセカンドステップ～	かまくら主婦' Sネットワーク	商工課 (旧産業振興課)	就労する上で必要な知識や手段を身に付けるためのセミナーや鎌倉の企業の人事・トップ等との懇談会を開催する。

★平成29年度（色付きは団体提案）

事業名	団体名	担当課	事業内容
自治・町内会活動支援のためのハンドブック作成事業	かまくらっぴ	地域のつながり課 （旧地域のつながり推進課）	自治・町内会活動に役立つハンドブックの作成
発達支援室・特別支援教育に関する情報紙の製作	いろいろなカタチ鎌倉	発達支援室 教育指導課 障害福祉課 （旧障害者福祉課）	発達支援・特別支援教育に関する情報提供、および関係者ネットワークづくりに資するための情報紙の編集・発行

★平成30年度（市提案のみ）

事業名	団体名	担当課	事業内容
小・中学生のための体験型社会科学習事業	玉縄城址まちづくり会議	教育センター	鎌倉市内の体験型社会科学習施設の活性化及び体験学習に必要な解説用資料の作成
車いす観光バリアフリーマップ作成事業	NPO法人湘南バリアフリーツアーセンター	観光課	バリアフリーマップ作成事業

○市民活動団体と市による相互提案協働事業 事業の手引き○

鎌倉市 市民生活部 地域のつながり課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

TEL (23) 3000 内線 2311 FAX (23) 8700

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/sanka/kyodou/>

E-mail npo@city.kamakura.kanagawa.jp